

令和6年第2回

# 臨時会議録

会期

令和6年2月28日（水）

会議日

令和6年2月28日（水）

東串良町議会

## 令和6年第2回東串良町議会臨時会（第1号）

開 会 令和6年2月28日 午前9時30分  
閉 会 令和6年2月28日 午前9時41分

### 出席議員（10人）

1番	上池勝彦	2番	小川香織
3番	児玉勇治	4番	瀬戸山譲一
5番	牧原完治	6番	西園貞美
7番	前田 隆	8番	上園ミキ
9番	宮地利雄	10番	田之畠 稔

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

8番	上園ミキ	9番	宮地利雄
----	------	----	------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長	宮原順
副町長	大園保広
教育長	金久三男
総務課長	江口勝志
建設課長補佐	上別府悟
管理課長兼学校給食共同調理場所長	中小野田輝幸
総務課長補佐	上野史生

### 職務のため出席した者の職・氏名

事務局長	浜屋啓子	書記	清瀧美東士
------	------	----	-------

議事日程 別紙のとおり

会議に付した事件 議事日程のとおり

会議の経過 別紙のとおり

## 議 事 日 程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 議案第5号 教師用指導書購入契約について

日程第4 議案第6号 損害賠償の額を定めることについて

## 会議の経過

開会 午前9時30分

議長（田之畑）

ただいまから、令和6年第2回東串良町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程の報告をします。

日程は、配付しておりますので朗読を省略します。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番 上園ミキ議員及び9番 宮地利雄議員を指名します。

~~~~~

### ◆ 日程第2 会期決定の件

議長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日間としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日の1日間に決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第3 議案第5号 教師用指導書購入契約について

議長（田之畑）

日程第3 議案第5号 教師用指導書購入契約についてを議題とします。

本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

## 会議の経過

町長（宮原）

おはようございます。

議案第5号 教師用指導書購入契約について、御説明申し上げます。

令和6年度小学校教科書改訂に伴う教師用指導書購入事業につきまして、物品売買契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定及び議会の議決に付すべきに契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

提案の理由といたしましては、教師用指導書の物品購入金額が700万円を超えるためでございます。

御審議くださるよう、よろしくお願ひいたします。

議長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2番（小川）

令和6年度から小学校で使用される教科書について改訂があるということで、今回予算の方が計上されておりました。教科書購入に関しては、教員の指導力向上を図るために必要な図書だと思いますが、700万円を超える詳細について、こちらの方では金額のみの提示になっております。今後、議会の方にも700万円の購入の詳細内訳というようなものを提示していただけますでしょうか。本来であればそういった提示を確認してからこのような形で議決をさせていただきたいと思っていたんですけども、先般口頭での説明がありましたので、今後、議会が終わった後もきちんとそういった詳細が載っているそういった資料をいただけるかどうか確認したいと思います。

議長（田之畑）

管理課長。

管理課長（中小野田）

お答えいたします。

昨日の全協の中身で、学習内容の教科書につきましては、口頭で御説明したわけでございますが、一つ一つの詳細が必要ということで議員がおしゃったわけですけれども、それにつきましては、またこののような会がございましたら、それに基づきまして詳細の資料を御提示したいと思います。

以上でございます。

議長（田之畑）

他に質疑はありませんか。

## 会議の経過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畠)

これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畠)

討論なしと認めます。  
これから、議案第5号 教師用指導書購入契約についてを採決します。  
お諮りします。  
本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畠)

異議なしと認めます。  
したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第4 議案第6号 損害賠償の額を定めることについて

議長(田之畠)

日程第4 議案第6号 損害賠償の額を定めることについてを議題とします。  
本件について、町長からの提案理由の説明を求めます。  
町長。

町長(宮原)

議案第6号 損害賠償の額を定めることについて、御説明申し上げます。  
町が管理する町道熊野神社線に設置してあるグレーチングの一部が破損したことにより車両のタイヤ及びホイールが損傷したことから、その損害を賠償するため、地方自治法第96条第1項第13号により、提案しようとするものでございます。  
御審議くださるよう、よろしくお願ひいたします。

議長(田之畠)

これから質疑を行います。

## 会議の経過

質疑はありませんか。

2番 小川議員。

2番 (小川)

今回管理者に責任があると判断されると国家賠償法に基づき賠償することになる。例えば、道路、河川、その他の公の营造物の設置または管理に瑕疵があったために他人に損害を生じた時には、国または公共団体がこれを賠償する責任を負うということで出された案件だと思います。道路管理瑕疵裁判所なども参考に同様の事例を確認させていただきました。

今回、本町における瑕疵というのは、どのような内容であったのでしょうか。また、町の過失割合については、どの程度だったでしょう。また、このような賠償を伴う事例は過去に何件ほど発生し、対処されていらっしゃったか確認したいと思います。

議長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江口)

過失割合ということでございますが、御承知のとおり昨日全協で若干説明があったと聞いておりますけれども、道路におけるグレーチングの破損というところでございまして、100、0という形で今後、議会の議決を経まして、示談をしていこうというふうに思っております。

過去の事例というところでございますが、私の記憶によりますと資料を持ってきておりませんけれども、水道関係で1件、5、6年前ですかね、あったような記憶をいたしております。

以上です。

議長 (田之畑)

2番 小川議員。

2番 (小川)

今回の賠償に関しては、どのような財源が充てられますでしょうか。

議長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江口)

財源ということでございますが、予算説明の中で再三説明もいたしておりますが、損害賠償保険ということで加入いたしておりますので、それですべて対応するということになっております。

## 会議の経過

以上です。

議長（田之畠）

2番 小川議員。

2番（小川）

このような瑕疵における賠償責任ということなんですが、賠償を払われるようなその基準というかそういうものは、どのようなものがあるんでしょうか。

議長（田之畠）

総務課長。

総務課長（江口）

基準ということでございますが、私どもも専門家でもございませんので、一概にいくらということを私どもが決められるわけでもございません。ですので専門業者、あるいは、この件につきましては、専門の自動車会社に確認し、その賠償の額を決めさせていただいたというところでございます。

以上です。

議長（田之畠）

他に質疑はありませんか。

9番 宮地議員。

9番（宮地）

グレーチングというのは、金属でできたいわば金網の厚みのある設備だと思いますが、道路にグレーチングを、しかも中央部分に連続してつないでおくことの、道路管理上の意味ですね。グレーチングでなくても、頑丈なふたを並べても良かったのではないかと思うんですが、その辺の道路維持上のグレーチングを設置した経過や理由については、何か説明できますかね。

建設課長補佐（上別府）

お答えいたします。

水路のふたにグレーチングを設置するのは、路面の排水を集水するという意味と水路の中に木切れとか詰まった際に、管理するために必要なものでございます。

以上でございます。

議長（田之畠）

他に質疑はありませんか。

## 会議の経過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

討論なしと認めます。

これから、議案第6号 損害賠償の額を定めることについてを採決します。

お諮りします。

本件は、このとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本件はこのとおり可決されました。

~~~~~

◆ 議長(田之畑)

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和6年第2回東串良町議会臨時会を閉会します。

閉会 午前9時41分